

教 健 体 第 6 5 0 号
令和3年(2021年)9月29日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く) 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

緊急事態措置の終了を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)

各学校においては、児童生徒、教職員、保護者等が一丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいております、心から感謝申し上げます。

この度、国は9月30日をもって、緊急事態措置を終了する旨決定しました。また、道は、札幌市における感染状況を踏まえ、札幌市を重点地域とし、独自の対策を行うこととしました。このことに伴い、別紙を改訂しましたので通知します。

については、各道立学校及び市町村教育委員会においては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、感染症対策の実効性の確保を図るとともに、各教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例等の提供により、各学校及び市町村教育委員会の取組を積極的に支援願います。

また、道は警戒ステージを全道域で「ステージ2」に移行することに伴い、全ての道立学校において、「新しい生活様式」を踏まえた行動基準を「レベル2」に移行します。各学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づくレベル2に応じた感染症対策を改めて確認の上、徹底した取組をお願いします。

なお、次の点に特に留意し、各学校において適切な対応をお願いします。

今後の感染状況に応じた対策について、別紙が変更になった場合は、改めて通知します。

記

- 1 道内においてもデルタ株による感染がみられることから、発熱の有無にかかわらず風邪症状等がみられる場合は、症状がなくなるまで登校させないように、改めて児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。
- 2 新型コロナウイルスの感染者が出た学校や地域では、感染者やその家族への偏見・差別や、SNSによる誹謗中傷等が起こらないよう、日頃から児童生徒への指導の徹底を図ること。
- 3 これまで、道内において部活動での感染が疑われる事例が多数発生していることから、次の点について指導を徹底すること。
 - (1) 部活動中は、支障のない限りマスクを着用するとともに、部活動後の会食等を控え、速やかに帰宅すること。
 - (2) 風邪症状等がある場合は、児童生徒が躊躇なく休養できる体制を整えること。
 - (3) 全道や全国につながる大会等(競技団体主催の大会を含む。)に出場する場合は、健康状態の多重のチェックを行うとともに、事前に感染症対策について児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。
 - (4) 卒業生等が部活動を訪問した際には、検温等により健康状態等を確認するとともに、卒業生等に対してマスクの着用や練習に参加しないこと等を依頼すること。
 - (5) 高等学校においては、「Keep on Shining 宣誓!」を活用して、全ての生徒が主体的に感染予防しながら、安全・安心な活動を行う大切さを共有できるようにすること。

健康・体育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課